

第 6 9 1 号
平成23年11月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	323	1
・ 放置自転車等の保管について	324	2
・ 放置自転車等の保管について	325	2
・ 公示送達について	326	3
・ 放置自転車等の保管について	327	3
・ 放置自転車等の保管について	328	3
・ 放置自転車等の保管について	329	4
・ 放置自転車等の保管について	330	4
・ 放置自転車等の保管について	331	5
・ 放置自転車等の保管について	332	5
・ 放置自転車等の保管について	333	5
・ 放置自転車等の保管について	334	6
・ 公示送達について	335	6
・ 放置自転車等の保管について	336	6
・ 放置自転車等の保管について	337	7
・ 放置自転車等の保管について	338	7
・ 放置自転車等の保管について	339	8
・ 放置自転車等の保管について	340	8
・ 放置自転車等の保管について	341	8
・ 放置自転車等の保管について	342	9
・ 放置自転車等の保管について	343	9
・ 放置自転車等の保管について	344	10
・ 放置自転車等の保管について	345	10
・ 放置自転車等の保管について	346	10
・ 放置自転車等の保管について	347	11
・ 公示送達について	348	11
・ 放置自転車等の保管について	349	11
・ 放置自転車等の保管について	350	12
・ 放置自転車等の保管について	351	12

・ 放置自転車等の保管について	352	13
-----------------	-----	----

公 告	番号	頁数
・ 一般競争入札について	41	13
・ 一般競争入札について	42	16
・ 一般競争入札について	43	19
・ 一般競争入札について	44	23
・ 大和都市計画地区計画の変更について	45	26
・ 天理市多世代交流広場の指定管理者の指定について	46	26
・ 天理市老人福祉施設の指定管理者の指定について	47	27
・ 天理市福祉センターの指定管理者の指定について	48	27
・ 天理市立地域活動支援センターの指定管理者の指定について	49	28
・ 天理市障害者ふれあいセンターの指定管理者の指定について	50	28

教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	15	28

農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	12	28

監査委員会	番号	頁数
・ 出資団体の監査報告について	3	29

告 示

(平成23年10月6日揭示済)

天理市告示第323号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月6日から平成23年12月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年10月7日揭示済)

天理市告示第324号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月7日から平成23年12月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年10月11日揭示済)

天理市告示第325号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年10月11日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年10月11日から平成23年12月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年10月12日揭示済）

天理市告示第326号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年10月12日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成23年10月12日揭示済）

天理市告示第327号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年10月12日

3 移動対象区域

近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年10月12日から平成23年12月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年10月13日揭示済）

天理市告示第328号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月13日から平成23年12月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月14日揭示済）

天理市告示第329号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月14日から平成23年12月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月14日揭示済）

天理市告示第330号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月14日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町557番地3先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成23年10月14日から平成23年12月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年10月17日揭示済）

天理市告示第331号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月17日から平成23年12月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年10月18日揭示済）

天理市告示第332号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月18日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月18日から平成23年12月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年10月18日揭示済）

天理市告示第333号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月18日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町260番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月18日から平成23年12月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月19日揭示済）

天理市告示第334号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月19日から平成23年12月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月20日揭示済）

天理市告示第335号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年10月20日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成23年10月20日揭示済)

天理市告示第336号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月20日から平成23年12月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年10月21日揭示済)

天理市告示第337号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月21日から平成23年12月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年10月24日揭示済)

天理市告示第338号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年10月24日から平成23年12月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年10月25日揭示済）

天理市告示第339号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年10月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年10月25日から平成23年12月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年10月26日揭示済）

天理市告示第340号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年10月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年10月26日から平成23年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年10月26日揭示済）

天理市告示第341号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月26日
 - 3 移動対象区域
天理市福知堂町272番地3先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月26日から平成23年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月26日揭示済）

天理市告示第342号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月26日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町609番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月26日から平成23年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年10月27日揭示済）

天理市告示第343号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年10月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成23年10月27日から平成23年12月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年10月27日揭示済）

天理市告示第344号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月27日
 - 3 移動対象区域
天理市杉本町363番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
- (1) 返還期間
平成23年10月27日から平成23年12月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年10月28日揭示済）

天理市告示第345号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
- (1) 返還期間
平成23年10月28日から平成23年12月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年10月31日揭示済）

天理市告示第346号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年10月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年10月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年10月31日から平成23年12月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年11月1日揭示済）

天理市告示第347号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ＪＲ天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月1日から平成23年12月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年11月2日揭示済）

天理市告示第348号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年11月2日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成23年11月2日揭示済）

天理市告示第349号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月2日から平成23年12月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年11月2日揭示済）

天理市告示第350号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年11月2日
 - 3 移動対象区域
天理市滝本町549番地2先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年11月2日から平成23年12月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年11月2日揭示済）

天理市告示第351号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年11月2日
- 3 移動対象区域

天理市三島町70番地1先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月2日から平成23年12月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年11月4日揭示済)

天理市告示第352号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年11月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年11月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年11月4日から平成24年1月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成23年10月7日揭示済)

天理市公告第41号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 山の辺第一工区第一調整池河川整備工事及び山の辺第一工区橋梁下部工整備工事(天理停車場線)

(2) 工事場所 天理市田部町地内

(3) 工事概要 山の辺第一工区 第一調整池 河川整備工事

工事延長 L=254.1m

調整池工 1式

調整池(2200?) N=1基 流入工 N=1式

放流枳・余水吐 N=1箇所

護岸工 1式

アンカー式空石積工 L=29.5m

護床ブロック工 L=35m 仮水路工 L=18.5m

山の辺第一工区 橋梁下部工整備工事(天理停車場線)

工事延長 L = 18.1m

橋台 2基

場所打杭 12本

(4) 工期 平成24年3月30日まで

(5) 予定価格 249,001,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 224,850,150円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(7) その他 本入札は、次の 1 の工事を合併して入札するものであり、その落札者と工事別に契約を締結するものである。 山の辺第一工区 第一調整池 河川整備工事 山の辺第一工区 橋梁下部工 整備工事(天理停車場線)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木一式工事の資格を有する建設業者(天理市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)2者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次号から第4号までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が最大であること。

(3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

共同企業体構成員のうち代表者にあつては、経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有し、かつ天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において、土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられる者であること。代表者以外の構成員(以下「その他の構成員」という。)にあつては、経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格を確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有し、かつ天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において、土木一式工事の格付がA等級以上に位置づけられる者であること。

本競争入札参加資格確認時点並びにその後に予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

天理市に対して不誠実な行為のない者であること。

詳細は、入札説明書による。

(4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

代表者

ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。又はこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている監理技術者

ウ 入札の申し込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

その他の構成員

- ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種目を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
- イ 入札の申し込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
交付場所 上記3(1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
提出場所 上記3(1)に同じ。
提出部数 1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の期間及び場所
日時 別表（入札日程）のとおりとする。
場所 3(1)に同じ
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
提出場所 3(1)に同じ
提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店留 天理市役所 総務部総務課入札審査室 行
- (9) 開札の日時及び場所
日時 別表（入札日程）のとおりとする。
場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階 334会議室

第4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 山の辺第一工区第一調整池河川整備工事 免除
山の辺第一工区橋梁下部工整備工事（天理停車場線） 免除
契約保証金 山の辺第一工区第一調整池河川整備工事 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）

第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

山の辺第一工区橋梁下部工整備工事（天理停車場線） 免除

（2） 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

（3） 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

（4） 落札者の決定方法

入札の回数は、1回とする。

天理市契約規則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

（5） 手続における交渉の有無 無

（6） 契約書作成の要否 要

（7） 契約日

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、契約日については議決日以降となり、それまでの間は仮契約とする。

第5 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332
別表（入札日程）

山の辺第一工区第一調整池河川整備工事及び山の辺第一工区 橋梁下部工整備工事（天理停車場線）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年10月7日（金）から平成23年10月19日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間仕様書の公開期間	平成23年10月7日（金）から平成23年10月19日（水）まで
質問書の提出期限	平成23年10月21日（金） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年10月27日（木）
質問書への回答日	平成23年10月27日（木）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年10月31日（月）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年11月4日（金）
入札書到着期限日	平成23年11月8日（火） 書留郵便にて日本郵便 郵便事業㈱天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年11月9日（水）午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成23年11月9日（水）午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成23年10月7日掲示済）

天理市公告第42号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路改良工事乙木認定道路
- (2) 工事場所 天理市 乙木町
- (3) 工事概要 工事延長 L = 363.0m
土工1式
擁壁工 重力式擁壁 L = 644.8m
舗装工（車道）A = 1740.8m²（歩道）A = 15.7m²
地盤改良工 A = 1543.2m²
排水構造物工 1式
構造物撤去工 1式
- (4) 工期 平成24年3月23日まで
- (5) 予定価格 53,925,900円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 48,114,150円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の？から？に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成23年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
本市に対して不誠実な行為のない者であること。
他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
一級土木施工管理技士、もしくは一級建築機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株) 天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を

行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

別表(入札日程)

道路改良工事 乙木認定道路	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成23年10月7日(金)から平成23年10月19日(水)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間仕様書の公開日	平成23年10月7日(金)から平成23年10月19日(水)まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます
質問書の提出期限	平成23年10月21日(金)まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年10月27日(木)
質問書への回答日	平成23年10月27日(木)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年10月31日(月)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年11月4日(金)
入札書到着期限日	平成23年11月8日(火)
開札の日時	平成23年11月9日(水)午後1時30時
くじを行う場合の日時	平成23年11月9日(水)午後3時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成23年10月7日揭示済)

天理市公告第43号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路改良工事 岩屋ヶ谷線
(2) 工事場所 天理市岩屋町
(3) 工事概要 工事延長 L = 76.8m
土工 N = 一式
舗装工 A s 舗装工 A = 207.5m²
C o 舗装工 A = 264.6m²
ブロック積擁壁 A = 405.6m²
管渠工 重圧管 φ800 L = 49.0m
現場打ち L 型側溝 L = 71.1m
集水桝工 N = 4箇所
防護柵工 L = 87.0m
区画線工 L = 157.6m
構造物取壊し工 N = 一式
(4) 工期 平成24年3月30日まで
(5) 予定価格 39,494,700円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(6) 最低制限価格 35,226,450円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
本市に対して不誠実な行為のない者であること。
他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
入札説明書の別表1の資格を有する者。
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555 天理市川原城町605番地 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743-63-1001

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札

審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表1 (建設業法第7条関連)

	工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1	土木工事	土木工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者 土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者

別表(入札日程)

道路改良工事 岩屋ヶ谷線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年10月7日(金)から平成23年10月19日(水)まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年10月7日(金)から平成23年10月19日(水)まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます
質問書の提出期限	平成23年10月21日(金)まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。

競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年10月31日（月）
質問書への回答日	平成23年10月31日（月）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年11月2日（水）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年11月7日（月）
入札書到着期限日	平成23年11月9日（水）
開札の日時	平成23年11月10日（木）午前9時30時
くじを行う場合の日時	平成23年11月10日（木）午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成23年10月7日揭示済）

天理市公告第44号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年10月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- （1） 工事名 山の辺第一工区 区画道路整備工事（6-1号線・6-2号線外）
- （2） 工事場所 天理市 田部町地内
- （3） 工事概要 工事延長 L = 183m
排水構造物工 1式
道路用側溝工 L = 322m
街渠ます工 N = 6箇所
排水管工φ200・φ300 L = 100m
マンホール工 N = 3基
道路附属構造物工 1式
街渠工 L = 9m
境界工 L = 5m
舗装工 A = 942m²
土工工事（切盛土工） A = 3000m²
- （4） 工期 平成24年3月30日まで
- （5） 予定価格 25,868,850円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- （6） 最低制限価格 22,974,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- （1） 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の（2）から（3）に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- （2） 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前

までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

他詳細は、入札説明書による。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。

入札説明書の別表1の資格を有する者。

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表1 (建設業法第7条関連)

工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1 土木工事	土木工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者 土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若し

	くは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業 部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）森林部門（選択科目を「森林土木 」とするものに限る。）水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総 合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産 土木」とするものに限る。）に合格した者
--	---

別表（入札日程）

山の辺第一工区 区画道路整備工事（6-1号線・6-2号線外）	
事 項	期間等
入札説明書の交付期間	平成23年10月7日（金）から平成23年10月19日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年10月7日（金）から平成23年10月19日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成23年10月21日（金）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年10月31日（月）
質問書への回答日	平成23年10月31日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成23年11月2日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成23年11月7日（月）
入札書到着期限日	平成23年11月9日（水）
開札の日時	平成23年11月10日（木）午後1時30時
くじを行う場合の日時	平成23年11月10日（木）午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成23年10月7日揭示済）

天理市公告第45号

大和都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（平成43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成23年10月7日

天理市長 南 佳 策

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市石上町の一部
天理市田町の一部
3. 都市計画の案の縦覧場所 天理市建設部まちづくり計画課内
4. 都市計画の案の縦覧期日 平成23年10月7日から10月21日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成23年10月21日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

（平成23年10月7日揭示済）

天理市公告第46号

天理市多世代交流広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成23年10月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市多世代交流広場
位置 天理市遠田町488番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 天理市社会福祉事業団
代表者 理事長 南 佳 策
主たる事務所の所在地 天理市遠田町473番地
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

（平成23年10月21日揭示済）

天理市公告第47号

天理市老人福祉施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成23年10月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市養護老人ホームふるさと園 天理市特別養護老人ホームふるさと園
位置 天理市遠田町473番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 天理市社会福祉事業団
代表者 理事長 南 佳 策
主たる事務所の所在地 天理市遠田町473番地
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

（平成23年10月26日揭示済）

天理市公告第48号

天理市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成23年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市福祉センター
位置 天理市福住町4890番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会
代表者 会長 南 佳 策
主たる事務所の所在地 天理市田井庄町723番地

3 指定期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日

(平成23年10月26日揭示済)

天理市公告第49号

天理市立地域活動支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)第10条の規定に基づき公告する。

平成23年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市立地域活動支援センター
位置 天理市豊井町87番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会
代表者 会長 南 佳 策
主たる事務所の所在地 天理市田井庄町723番地
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日

(平成23年10月26日揭示済)

天理市公告第50号

天理市障害者ふれあいセンターの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)第10条の規定に基づき公告する。

平成23年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市障害者ふれあいセンター
位置 天理市柳本719番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会
代表者 会長 南 佳 策
主たる事務所の所在地 天理市田井庄町723番地
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日

教育委員会

(平成23年11月2日揭示済)

天教告示第15号

平成23年11月10日午後1時30分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年11月2日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成23年10月28日揭示済)

天農委告示第12号

平成23年11月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年10月28日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

議案第2号 その他

市街化区域の専決処分について（報告）

監査委員会

（平成23年10月26日揭示済）

天監委告示第3号

出資団体の監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により、平成23年度出資団体の監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年10月26日

天理市監査委員	別 所 矩 佳
天理市監査委員	梅 崎 浩 充
天理市監査委員	飯 田 和 男

1 監査の種別 出資団体監査

2 監査の執行期間及び監査対象

平成23年9月26日及び9月28日～30日 天理市土地開発公社（所管部課・総務部財政課）

3 監査の範囲 当該出資団体における平成22年度の出納及びその他事務の執行状況

4 監査の方法

平成22年度事業報告及び収支決算書等に基づき、出納及びその他事務事業の執行状況について、資料の提出を求め、出資目的に沿って適正に行われているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

5 監査の結果

天理市土地開発公社（出資団体）に係る出納及びその他事務事業は、適正に執行されていると認められた。また、財政課による出資団体に対する指導状況等は適切に行われていると認められた。詳細は、以下のとおりである。

（1）出資の目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（2）出資の根拠 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第13条

（3）出資額 5,000,000円

（4）組織（平成23年3月31日現在）

理事 8名（うち理事長1名、常務理事1名）

監事 2名

職員 3名（うち2名市職員兼務）

決算の状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位 : 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 事業収益	203,226,000	327,117,000	530,343,000	530,343,553	553	
第1項 公有地取得事業収益	203,226,000	327,117,000	530,343,000	530,343,553	553	
第2款 事業外収益	2,000	0	2,000	104,046	102,046	
第1項 受取利息	1,000	0	1,000	15,538	14,538	
第2項 雑収入	1,000	0	1,000	88,508	87,508	
第3款 特別利益	1,000	0	1,000	0	1,000	
第1項 前期損益修正益	1,000	0	1,000	0	1,000	

支 出

(単位 : 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 事業原価	201,696,000	325,027,000	526,723,000	526,722,464	536	
第1項 公有地取得事業原価	201,696,000	325,027,000	526,723,000	526,722,464	536	
第2款 事業外費用	1,000	0	1,000	133	867	
第1項 雑損失	1,000	0	1,000	133	867	
第3款 特別損失	1,000	0	1,000	73	927	
第1項 前期損益修正損	1,000	0	1,000	73	927	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位 : 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的収入	98,711,000	0	98,711,000	98,711,000	0	
第2項 利子補給金	98,711,000	0	98,711,000	98,711,000	0	

支 出

(単位 : 円)

区 分	予 算 額			決 算 額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 資本的支出	301,937,000	331,774,000	633,711,000	629,124,882	4,586,118	
第2項 事業管理費	10,963,000	0	10,963,000	10,116,697	846,303	
第3項 事業外費用	87,748,000	0	87,748,000	84,008,185	3,739,815	
第4項 借入金償還	203,226,000	331,774,000	535,000,000	535,000,000	0	

資本的収入額98,711,000円が、資本的支出額629,124,882円に対し不足する額530,413,882円は、当年度分損益勘定留保資金（公有用地売却原価等）で補填した。

貸借対照表

		平成23年3月31日	(単位：円)
		資 産 の 部	
1	流動資産		
(1)	現金預金		
	イ 当座預金	9,294	
	ロ 普通預金	11,534,540	
	ハ 定期預金	5,000,000	
	現金預金合計		16,543,834
(2)	保有用地		
	イ 公有用地	2,595,860,349	
	ウ 代替用地	213,912,815	
	保有用地合計		2,809,773,164
	流動資産合計		2,826,316,998
2	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	イ 車輛運搬具	1,130,433	
	減価償却累計額	1,032,665	97,768
	ロ 備 品	1,232,537	
	減価償却累計額	1,178,142	54,395
	有形固定資産合計		152,163
(2)	無形固定資産		
	イ 電話加入権		30,300
	無形固定資産合計		30,300
	固定資産合計		182,463
	資 産 合 計		2,826,499,461
		負 債 の 部	
1	流動負債		
(1)	短期借入金	2,845,000,000	
(2)	仮受金	4,586,251	
	流動負債合計		2,849,586,251
2	固定負債		
(1)	退職給与引当金	10,441,531	
	固定負債合計		10,441,531
	負 債 合 計		2,860,027,782
		資 本 の 部	
1	資本金		
(1)	基本財産	5,000,000	
	資本金合計		5,000,000
2	欠損金		
(1)	前期繰越欠損金	42,253,250	
(2)	当期末処分利益	3,724,929	
	欠損金合計		38,528,321
	資 本 合 計		33,528,321
	負 債 資 本 合 計		2,826,499,461

むすび

以上が、平成22年度土地開発公社に係る監査を行った結果である。
事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。また、事業運営についても出資目的に沿って行われていた。現在は、過去に取得した土地の償還業務と保有土地の維持管理が主な業務となっている状況のもと、公社としての今後のあり方について十分検討されたい。